

## 条 例

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第六十号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条の三第二項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四条又は第四十五条」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項本文」に改める。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第二条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表埼玉県情報公開審査会の項及び埼玉県個人情報保護審査会の項中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の四第二項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四条」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項本文」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項本文」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第五条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年埼玉県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「六十日」を「三月」に改める。

(埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第六条 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。